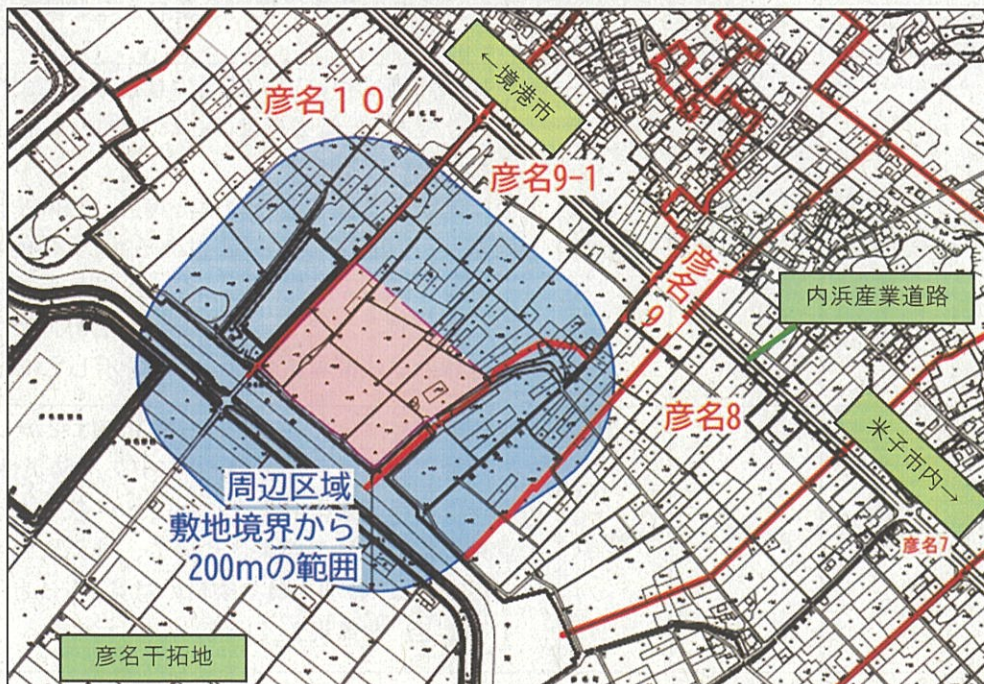


令和6年11月27日
ごみ処理施設等調査
特別委員会
ごみ処理施設整備課

令和 6 年 10 月 1 日に開催したごみ処理施設等調査特別委員会以降の中間処理施設及び最終処分場の建設候補地における地元対応の状況等について、次のとおり報告する。

(1) 説明会を開催した範囲

- ・周辺区域 建設候補地（桃色の範囲）の想定敷地境界から 200m 以内の区域（水色の範囲）
- ・関係住民 周辺区域内に係る自治会、居住者、営農者等



(3) 地元説明会の開催状況及び今後の対応

- 各自治会の説明会の開催方法は、彦名校区自治連合会の協議において、以下のとおり決定された。
 - ① 関係自治会（周辺区域内に係る自治会をいう。以下同じ。）及び隣接自治会（関係自治会に隣接する自治会をいう。以下同じ。）は、個別に開催
 - ② ①以外の自治会は、合同で開催
- 説明会で出された意見・質問については、今後Q&Aを作成し、各自治会長と回答方法（更なる説明会の開催・資料配布等）を協議のうえ回答する。
- 地元説明会の開催日、参加者数及び主な意見・質問は、次のとおりであった。

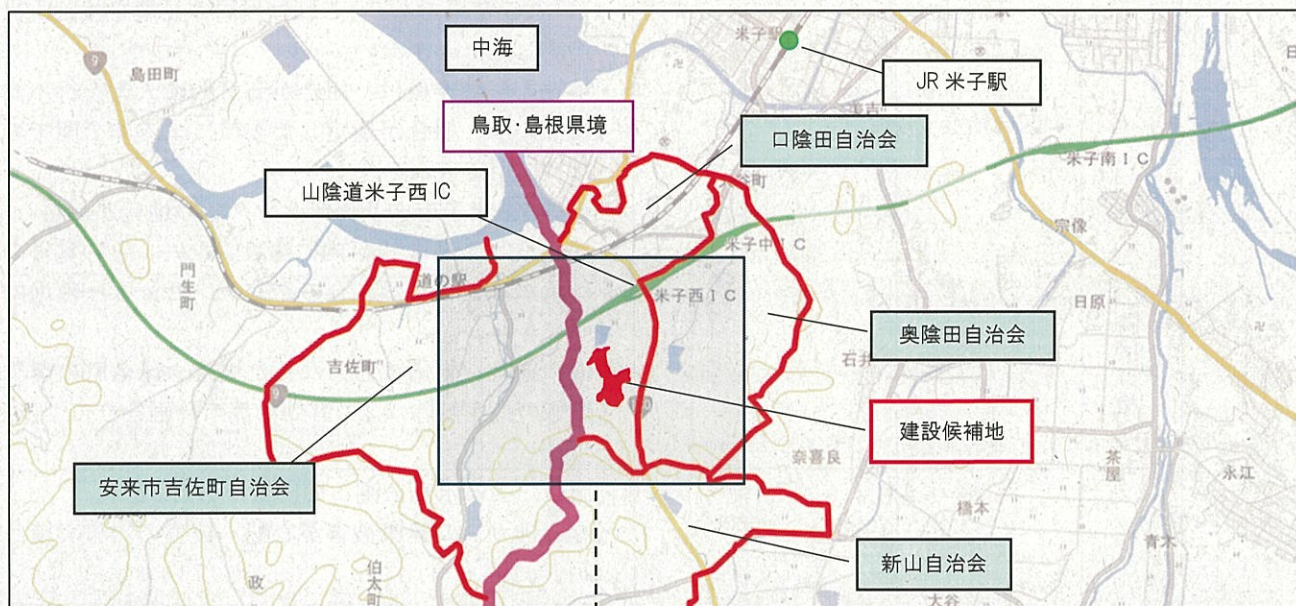
区分	自治会	開催日	参加者数	主な意見・質問
関係自治会	8区自治会	R6.11.15	13名	・検証結果は、総じて問題なしということか。 ・何をもって、地元の理解が得られたと判断するのか。 ・仮に施設を整備となった場合、施設外観、耐震などの災害対策、進入道路についてどう考えているか。
	9区自治会、9区-1自治会の計2自治会	R6.11.9	27名	・建設候補地の液状化及び浸水を心配しており、地盤や地下水について、詳細な調査をすべきではなかったか。 ・UPZが候補地評価基準とされなかったことは、疑問である。 ・米子市長と組合管理者は同一人物であるのに、県地区自治連会長（当時の米子市自治連会長）が米子市に提出した要望書について、広域が知らなかったことは関係不足。 ・仮に施設を整備となった場合、敷地範囲外にある耕作放棄地を有効活用できないか。 ・仮に施設を整備となった場合、施設は半永久的に彦名町に設置されるものなのか。設置期間について、覚書等で定めることはできるか。 ・仮に施設を整備となった場合、進入道路は、内浜産業道路から彦名干拓地に向かう道路を使うのか。 ・彦名のまちづくりについて、米子市はどう考えているのか。それを抜きに検討を進めることはできない。
	10区自治会	R6.11.13	16名	・景観の評価について、地元の景観はそこで生活する者の誇りであり、優劣を付けられたことは、誇りを傷つけられた思いである。 ・仮に施設を整備となった場合、公園や体育館の整備など、彦名町にメリットはあるか。具体的なメリットを示してほしい。 ・施設が建設されることによる、彦名町だけでなく米子市全体の地域振興策のビジョンを示してほしい。
隣接自治会	7区自治会	R6.11.8	21名	・候補地選定は、彦名ありきの選定ではなかったか。（最終候補地評価項目において、UPZや防災性を除外し、希少種や埋蔵文化財を入れたことが恣意的と感じる。） ・意見調整委員会の結果について、地元の説明会がなかったことは、特別委員会委員の意見（もっと丁寧に説明すること）を無視している。

隣接自治会	7 区自治会			・意見調整委員会の意見書については、「用地選定委員会による候補地選定が全否定された」との組合議会特別委員会委員の意見であったにもかかわらず、検証委員会の検証においては、「用地選定委員会の結果は問題なし」との結果であり、これは当局の見解を検証委員会が追認したに過ぎない。 ・検証委員会委員は、組合が恣意的に人選を行ったのではないかと。組合が選定した委員による非公開での審議は、信用できない。 ・米子市と米子市クリーンセンターの地元が締結した「次期施設は地元 3 校区内に建設しない」との覚書の存在は承知しているが、今のクリーンセンター敷地内に整備できないか。 ・仮に施設を整備となった場合、彦名町の農業振興地域の指定解除など、有効な都市計画を立ててほしい。
	11 区自治会	R6. 11. 14	10 名	・施設による水鳥公園への影響はあるか。 ・煙突排ガスの健康被害が心配。被害の報告実績はあるか。 ・収集車の交通への影響や排ガスの環境影響が心配だ。 ・建設候補地は浸水区域であるが、施設を整備する場合、土地をかさ上げするのか。 ・米子市クリーンセンターは、改修して使えないのか。 ・施設整備や道路整備により、税金やごみ袋の購入費が高くなることはないのか。 ・仮に施設を整備となった場合、彦名町のメリットはないのか。
上記以外の自治会	1～6 区自治会、12～14 区自治会の計 9 自治会	R6. 11. 19	21 名	・彦名町に候補地が選定されることを絶対に拒否するものではないが、彦名町の意見は聞かず、県地区の意見だけを聞き入れて、彦名町を建設候補地に選定されたことは納得できない。 ・福島原発事故や能登の地震があった。この地域の断層や津波に関する新しい知見を活かして改めて検証を行えば、納得できるのではないかと。 ・いつまでも上げ足を取るような発言ばかりしては、前には進まない。

2 最終処分場（米子市新山・陰田町地内）の地元対応の状況

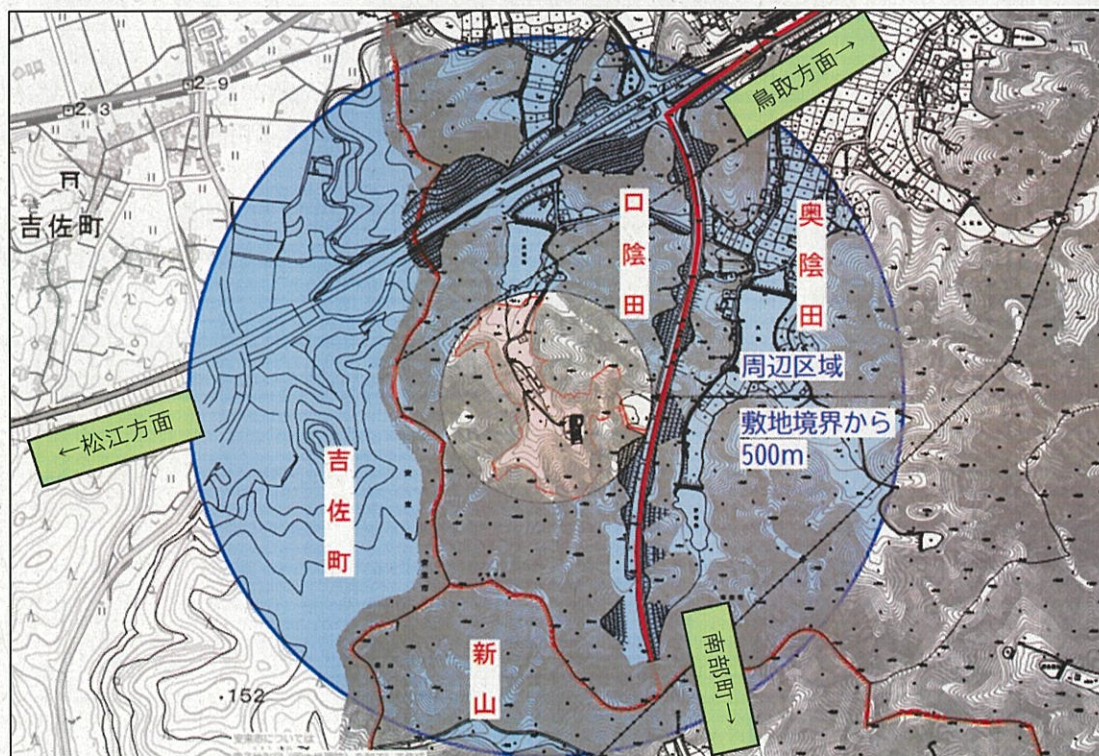
(1) 説明会を開催した範囲

建設候補地は米子市陰田町地内にあり、関係自治会である口陰田自治会、奥陰田自治会、新山自治会及び安来市吉佐町自治会に対し、説明会を行った。



(2) 現時点において想定される周辺区域及び関係住民の範囲〔鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の規定に準じ、以下のとおり取り扱う方針としている。〕

- ・周辺区域 建設候補地（桃色の範囲）の想定敷地境界から 500m 以内の区域（水色の範囲）
- ・関係住民 周辺区域内に係る自治会、居住者、営農者等



(3) 地元説明等の状況及び今後の対応

- ・口陰田自治会及び奥陰田自治会からは、既に同意書が提出された。今後、同意書を提出いただいた自治会内で取りまとめられた地域振興策の実施について、協議することとしている。
- ・未だ同意の可否について意向を示されていない新山自治会及び安来市吉佐町自治会に対し、同意をいただけるよう、引き続き丁寧な説明を行っていく。
- ・各自治会に対する地元説明の状況及び同意書の受理の状況は、次のとおりである。

自治会名		地元説明の状況	同意書の受理の状況
関係自治会	米子市 口陰田自治会	10月6日に検証結果等に関する説明会(非公開)を開催した。	10月18日受理
	米子市 奥陰田自治会	検証結果等に関する資料を配布した。	10月23日受理
	米子市 新山自治会	12月上旬に説明会を開催し、用地選定に関する検証結果を説明するとともに、先進地視察の意向調査、本事業に対する同意の可否等の協議についてお願いする予定	未受理
	安来市 吉佐町自治会	・10月19日に検証結果等に関する説明会(非公開)を開催した。(地下水への影響を懸念する質問に対し、回答済み。) ・先進地視察の意向調査や本事業に対する同意の可否等の協議についてお願いした。	未受理

※ 口陰田自治会及び奥陰田自治会は、既に先進地視察を実施済み(令和6年2月呉市一般廃棄物最終処分場)。

(4) 提出された同意書における同意条件に関する組合の回答

口陰田自治会及び奥陰田自治会からそれぞれ提出された同意書には条件(同内容)が付されており、当該条件に関する回答を求められたことから、書面により回答を行った。

同意条件に対する回答
(1) 設置する一般廃棄物最終処分場について ● 型式はクローズド型とし、浸出水処理水の放流先は公共下水道とする。 ● 今後、調査の実施及び計画の策定を行うときは、自治会への事前説明、会員の意見を反映し、また、調査の実施後及び計画の策定後は、自治会へ説明するものとする。 ● 上記のほか、本組合が配布した施設整備概要※で示した基本的な整備方針の考え方を順守するものとする。 (2) 要望事項について ● 生活環境の保全及び増進に関する自治会の要望事項について、真摯に対応する。 ● 決定した要望事項について、自治会と覚書を締結する。 【回答日】 口陰田自治会：令和6年11月8日 奥陰田自治会：令和6年11月11日

※ 施設整備概要について

- ・令和5年11月6日開催の正副管理者会議において決定し、同月10日開催の議会ごみ処理施設等調査特別委員において報告した最終処分場の施設整備概要であり、型式はクローズド型の採用、浸出水処理水の放流先は公共下水道とするほか、遮水工構造や地下水モニタリング計画等に関する新しい一般廃棄物最終処分場の基本的な整備方針の考え方を明記したもの。

